

# 国際環境の変化と言語政策

—フランスの場合—

林 勝 一

## I. 統一欧州の展望のなかで

国際社会において言語というものの持つ重要性が、今日ほど広範に意識された時代はこれまでになかったであろう。

かつては国際的な接触に携わる人間は外交官とか貿易商社員のようになり、外国語の能力を職能として身に付けた専門家集団であった。ところが、第二次大戦後、特定の分野にかかわるさまざまな国際機関（ここでは技術的な理解が語学能力に先行する）や非政府間組織が多数登場し、合わせて経済の世界化・脱国境化が進行した結果、国際舞台の前面に立つ人間は、もはやかつてのように外国語能力を特別の職能とする専門家集団だけではすまなくなってきた。外国語能力の実務化、あるいは外国語の大衆化が必要となったのである。

加えて、移民労働者、難民など社会の底辺層の国際的な移動が増加し、そのため従来は国際舞台に出てこなかった言語（いわゆる周辺国の言語とその方言、ならびに少数民族言語）にも先進諸国は対処しなければならなくなった。フランスの雑誌報道によると、同国の麻薬摘発機関が1985年に取り調べた人間の国籍は97カ国に及ぶ。これらの人間が、それぞれの標準語を話すならともかく、地方語ないしは少数民族言語しか話さない場合、捜査は言語の厚い壁に遮られる<sup>1)</sup>。国境を越えての人間の移動が活発になるにつれて、国際社会は

「バベルの塔」とも呼ぶべき新たな問題に直面することになった。

むしろ、言語は単にコミュニケーションの手段であるだけでなく、政治・経済を動かす道具でもあり、文化を伝達する運搬具でもある。そのため、一民族ないし一国家がきわめて強力となったときには、他民族ないし他国家の間には、その民族または国家の言語を取り入れ、これと一体化しようとする動きが生じる。政治的・経済的・文化的な覇権が、言語的覇権をもたらし、その言語的な覇権が政治的・経済的・文化的な覇権を更に強化することになるのである。第二次大戦後の世界に生じたのは政治、経済、文化の各領域での米国の覇権であり、その結果、言語の面でもアメリカ語（英語）の覇権が確立しつつある。前述のような「バベルの塔」化の一方で、フランスの仏語圏担当相 **Alain Decaux** に「この言葉（英語）を知らないと、まるで文盲のように感じられるようになった<sup>2)</sup>」といわせせるほど、国際言語の均一化現象も進行中だ。

しかし、言語は民族に固有の文化と深く結び付いて、民族のアイデンティティーの基礎を成している。だから、複合民族国家（多言語社会）では、言語政策（国語や公用語、教育用語の選択）は、高度に政治的な行為となる。なぜなら、選択に漏れた言語を母語とする民族共同体にとっては、それは自分たちの民族的なアイデンティティーが否定されることを意味するからである。そ

ればかりか、母語を公用語として認められないときには、その民族は政治・行政・経済の各領域においてさまざまな不利な状態に追い込まれることが確実であり、ひいては民族の消滅にもつながることになりかねない。スリランカの紛争はもちろんのこと、最近、ソ連の諸共和国で起きている民族主義の動きは、この問題の深刻さを浮き彫りにしている。

これほど目立ちほしくないが、言語がいま重要な問題として意識されているのは、欧州共同体 (EC) を構成している12カ国においてだ。周知の通り、ECは1992年末までに、財と資本とサービスと、それに加えて人間の自由な移動を保証する単一市場を完成することを目標に準備を進めている。そのなかで言語には「共同体建設の障害であり、かつ／あるいは調和の取れた民主的な発展の保証」という両義的な役割があるからである<sup>5)</sup>。せっかく「国境」を撤廃しても、互いの言語の違いのために共同体は「バベルの塔」と化して統合は行き詰まるのか、それとも共同体語ないしは「ヨーロッパ語」として一國語 (英語) が支配する体制が実現し、他の諸国民はいわば「少数民族」の立場に追い込まれるのか、その際、共同体は諸民族の権利を平等に保障する民主的な組織として存続しうるのだろうか、ヨーロッパの統合は言語の面でも重苦しい問題を提起しているのである。本稿では、かつて共同体建設の柱となり、いまま統合促進の中心勢力であるフランスで、言語の問題がどのように把握されているのかを概観する。かつて言語面で覇権国家であった国は、新しい国際環境にどのように対応しようとしているのか。

## II. フランスの危機感

フランスは言語をきわめて重視する国である。ドイツにくわしい政治学者の Alfred Grosser によると、フランスと西独はいずれも自国語への

米語の進出には神経をとがらせているが、西独ではドイツ語は普遍的な言語とは考えられていないのに反して、「フランスの世界的な野心は何よりも文化の面にあり、言語はその文化を支える不可欠の媒体」として理解されているため、フランスではフランス語圏という概念が政治的次元の問題となる。そのため、世界の各地でのフランス語の存在の維持と発展が、国家の尊厳と影響力の問題として議論されることになるのである<sup>6)</sup>。

現にフランスの政治家の発言を見ても、例えば元大統領の Valéry Giscard d'Estaing は大統領時代、今世紀末にはフランスの人口が全世界人口の1%に過ぎなくなることを指摘して、「われわれは僅か1%の存在で国際的な大論議に際して自分たちの主張を聞かせることができるだろうか」と問い掛け<sup>7)</sup>、現大統領の François Mitterrand も「自らの言語を失った国民のいうことは、だれも聞こうとはしない」と述べる<sup>8)</sup> など、言語の将来を国民の運命に結び付けて強い危機感を表明している。

これは、フランス語の歴史と無関係ではない。フランスは複数の民族 (ethnies) から成る典型的な国民国家であり、大革命当時には2800万国民のうち600万人はフランス語を全く理解できず、さらに別の600万人は片言程度のフランス語知識しか持ち合わせていなかった。この言語的な混乱を克服したのは「多数の言語の存在は政治的統一の障害であり、各《地方》に特有の方言は封建体制の名残であり、したがって言語は nation (国民ないし国家) が一つであるのと同じく一つでなければならない<sup>9)</sup>」とする中央集権化への強い政治的意志であり、その結果、「フランス革命は、王国を nation に、王政を共和政に改めるとともに、言語の統一のうえに国家の不可分の単一性を築こうとした<sup>10)</sup>」のである。それはきわめて困難な作業であり、達成されるのはようやく第一次大戦も終わった頃のことであった。フランス語の危機が、すなわち国民国家フランスの危機として意

識されるのは、このように長期にわたって「フランス語」と「国民国家フランス」を一体のものとしてとらえる政治的・文化的な運動が続けられてきたからであろう。

確かに、フランス語が衰退の兆しを見せていることは否めない。フランス語自体がアメリカ文化の圧倒的な影響と英米語の浸透によって言語的な乱れ（いわゆる *franglais*）を生じているだけでなく、第二次大戦後、国際的にもその地位は低下した。

フランス語はかつては宮廷用語として、更には外交用語として、広く用いられてきた言語であり、現在の国際連合においても六つの公用語のうちの一つである。だが、その使用度は低く、1981年にフランスの国民議会に設けられた「フランス語に関する特別調査委員会」での証言によると、フランス語は国連諸機関で25～30%の比率で用いられているに過ぎない<sup>9)</sup>。88年の国連総会における発言のうちフランス語を用いたものは僅かに20%であった<sup>10)</sup>。パリを本部とする経済協力開発機構（OECD）においてさえ、24カ国の代表団のうち18～19カ国の代表団は常時英語を用い、しばしばフランス語を使用する代表団（例えばベルギー、スイス、カナダなど）にあっても、いわゆる《専門家》たちは英語を使うという<sup>11)</sup>。

外国人だけでなく、フランス人自身にも英語に傾斜する傾向がある。前記の特別調査委員会の報告書によると、経済領域における英語の圧倒的な強さのために「フランス国内においても、ある種の部門では、英語が作業上の慣用言語となっている」し、「外国企業との接触で英語の使用が習慣となった結果、フランス人同士のコミュニケーションにも英語を用いる者がいる」という状況である<sup>12)</sup>。

それにも増して深刻なのは、科学者たちの英語への傾斜だ。せつかくの研究成果も英語で発表しない限り、世界の学界で知られることがなく、正當に評価されることなく終わるからである。その

ため、フランス人学者がフランス国内で開かれる学会でも英語で研究発表を行ない、フランス国内で発行される専門雑誌にも英語で投稿することが常態化した。このことは既に1970年代からフランス語擁護論者のあいだで問題とされていたが、フランスの一般世論とフランス語圏の研究者たちに強い衝撃を与えたのは、フランスで最も権威のある研究機関 *l'Institut Pasteur* が1989年の春からその研究誌を英語で発行するようになったことである<sup>13)</sup>。ウイルス学や免疫学においては、寄稿のはほぼ100%が英語で書かれた論文となったからだという<sup>14)</sup>。

この問題について、「フランス語に関する特別調査委員会」は「母語で表現するときには言語は思考に従属するが、外国語で表現するときには、思考がその語学力に従属する」という翻訳の専門家の発言を引用し、フランスの科学界では「英語がコミュニケーションの道具としてだけでなく、考察の道具としてもフランス語に替わる兆しがある」と、憂慮を表明している<sup>15)</sup>。研究者の間でも「自分の言語を捨てて中途半端な英語を用いると、分析の厳しさと鋭さを失い、論証が不可能となって、科学者たちの能力は下方に平準化することになる」との指摘がなされている<sup>16)</sup>。

もう一つ数字を上げておくと、科学に関する世界の出版物のうち英語で書かれたものは65%、これに対してフランス語で書かれたものは9.8%（ほかにロシア語12%、ドイツ語7.6%）と科学の世界における英語優位は明白だ<sup>17)</sup>。

もちろん、フランスにも「フランス語圏」と呼ばれるものがある。だが、その人口は英語圏に比べてはるかに少ない。「フランス語圏高等評議会」の報告書（1985）は、フランス語を母語とする者6,736万人、フランス語を第二言語とする者3,853万人、合わせて1億589万人という推計を行なっている<sup>18)</sup>。いまや10億といわれる英語人口<sup>19)</sup>に比べると劣勢は否めない。

こうした状況を前にして、フランスは当然さま

ざまな措置を講じてきた。紙数の制限もあるため、ここでは特徴的なもの三つだけを取り上げておく。

第一に、1975年12月31日法という法律がある。この法律が議員提出法案として最初に上程されたときには、「フランス語の防衛に関する法律案」といういかめしい名前だったが、審議の過程で「フランス語の使用に関する法律」と改称された<sup>20)</sup>。外国語（主として英語）の直接導入や、外国語に基づく不可解な言葉の氾濫を、消費者保護という立場から抑制しようとするもので、財やサービスの提供、販売に際しては商品の中身の表示や包装、宣伝文、使用説明書、保証書、請求書、受領書などすべてにフランス語の使用が義務づけられている。特定の言葉、表現に外国語を用いることも、フランス語にそれに相当する単語、表現があるときには許されない。違反した際には300～600フランの罰金<sup>21)</sup>。一件あたりの罰金額は低いが、違反の商品を大量に販売した場合、一件ごとに厳密に加算されれば重い負担となる。なおこの法律では、勤労者保護のために、フランス国内で結ばれるすべての雇用契約書はフランス語で書かれていなければならないとされている。

この法律が実際にどの程度適用されているのかは明らかでない。議会の「フランス語に関する特別調査委員会」でさえ、法務省に問い合わせても回答を得られなかったと述べている。恐らく行政当局では、外国語の乱用がこの法律によって事前に抑止されることに期待し、実際に違反行為があったときには、この法律を背景に行政指導を行なうことで満足しているものと見られる。フランス語擁護を旗印とする民間団体も、この法律を基に違反企業をしばしば告訴している。外国の航空会社がパリで発行する航空券にフランス語での記載が全くないというので追及されたこともあった。時々こういうことが大きく報道されるだけでも、フランス語問題についての関心をかきたて、企業による外国語乱用への抑止効果を発揮することは

確かだ。

第二に、「フランス語を豊かにする」という試みがある。英語の直輸入、ないしは英語をフランス語化したあいまいな言葉を政府機関から閉め出し、出来れば民間にも追随してもらおうという狙いで、政府が既に1972年から各省に「用語委員会」を置いて進めている事業である。現行の規定<sup>22)</sup>によると、各用語委員会（これには外部の専門家も加わる）の主な任務は、それぞれの分野で「現在必要となっていないながらフランス語に存在しない言葉を取り上げ」、「いまの現実を指し示すために必要な用語、新語を集め、提案し、改訂する」こととされている。そして、委員会の結論は、定められた承認手続きを経た後に、「義務的な用語」と「推薦用語」の二つのリストに分けられ、命令 (Arrêté) として官報に掲載される。

「義務的な用語」とされたものは命令の発効後、①デクレ、②各省の命令、通達、指令、③行政官庁、国家機関が出す書簡、文書、ならびにラジオ・テレビの報道と番組、④国家または国家に属する公共機関が関わる取引・契約の書類、⑤国家に属する施設、機関、組織、もしくはその監督下にあるか、その資金援助を受けている同様の機関で使用される教育、研修、研究の書物——では必ず用いなければならないことになっている。一例をあげておくと、日本で原子力発電所の建設などをめぐって盛んに使用される「ヒアリング」(hearing) という言葉は、フランスの役所では用いることは出来ない。なぜなら、「都市・住宅の用語を豊かにすることに関する1986年2月17日の命令」のなかで、該当語として audition publique (公聴会) という言葉が指定されているからである。

これらの用語リストは、決定の度に官報に掲載されるだけでなく、時々一冊にまとめて官報の発行所から刊行される。最新のものは88年の秋に出版されたが、いま筆者の手元にあるものは89年5月発行で、第六版と記載されている<sup>23)</sup>。かなりの

ベスト・セラーになっていると見てよいだろう。

だが、その効果となれば疑問だ。新しいリストが発表される度に、必ずどこからか抗議と揶揄の声が上がる<sup>24)</sup>。これでは、役所の文書ではともかく、一般に普及することは無理であろう。

フランスの歴代政府は、このほかにもフランス語に関するさまざまな組織を作っては壊し、作っては壊してきた。これらの組織が麗麗しく大計画を発表したこともある。しかし、それが具体的な成果を上げた兆しは見られない。それというのも、フランス語の発展は、フランス自体の活力にかかる点が大きいためである。フランスが政治、経済、科学、技術、文化の各方面で目覚ましい動きを見せれば、再び世界の若者たちをフランス語世界に引き付けることになるだろう。ところが、それどころか、いまフランスで問題となっているのは、フランスの若者たち自身の識字率の低下であり、綴りの乱れが目立つことである。英語の覇権への挑戦どころか「我が門前を掃かねばならない」状態にあるのだ。

第三に特徴的なことは、「フランス語圏」との関係強化である。第一と第二が英語の進出に対する防衛的な姿勢の強いものであるのに対して、これは単に防衛的であるだけでなく、フランス語とフランス語文明の将来に新しい次元を開こうという意欲を伴っている。

Mitterrand 大統領は、1986年2月にフランス語圏諸国首脳会議を初めてベルサイユで開き、次いで第二回の首脳会議を87年9月にケベックで、第三回を89年5月にダカルで開催した。各回とも40を越える代表団が参加し、とかくの問題があったにしても、いちおう成功と評価された。

現代はコミュニケーション技術の発展・普及によって文化の画一化が急速に進んでいる時代である。この画一化の波に乗って、言語までも一つに統一され、情報が画一化していけば、人間の思考もまた画一化され、凡庸化していく恐れがあ

る<sup>25)</sup>。その点では、五大陸にまたがってフランス語を用いる共同体が存在することは、文化の多元性を確保するという意味において好ましいことであるに違いない。だが、それにはこれらの共同体の間にも、新しい技術に裏打ちされた強固な通信網・情報網の形成がなければならない。そして、各共同体が、フランス語という一つの言語を共有しながらも、それぞれの独自性を保持して自らのアイデンティティーを確立するだけの強さを持っていなければならない。でなければ、フランス語圏もフランス語の「普遍性」という名目でフランスが支配する画一的な文化圏に終わってしまう。

ところが、フランス語圏は一方でヨーロッパとカナダという先進諸国、他方で主としてアフリカの途上国でできている。アジアのインドシナ三国に至っては長い戦争で極貧の状態にあるし、レバノンにはもはや国家としての形態を失いつつある。先進国といっても、そのなかのベルギー、スイス、カナダなどはフランス語を国内単一の言語とする国ではない。これらの広い地域に人工衛星、有線テレビ、データバンクなどの情報通信網を配備し、途上国それぞれの基幹施設を整え、教育を向上させていくという巨大な経済負担は、ずっしりとフランスの肩に掛かってくる。一口にフランス語圏といってもその内情は容易ではないのだ。

フランスの「経済社会評議会」の引用資料によると、第三世界の人口増加率の高さからして、紀元2000年にはフランス語圏人口は5億人に達すると見られるという<sup>26)</sup>。現在のフランスの人口の10倍に近い数字だ。それはフランスから見れば頼もしい数字であろう。しかし、はたしてフランスはこの巨大な集団を、フランス語という糸で結び、支えていけるのだろうか。

### III. 地域語への取組

フランスが言語のうえで直面している問題は、外からの英米語の圧力だけではない。内には地域

語の復権という重い問題を抱えている。

フランスは先にも記したように、遠い時代から地方に住み、パリとは異なる言語を用いてきた人達に、中央の「フランス語」を押し付けて国家を築いた。大革命の時代から現代に至るまで中央集権のフランスがうたい続けている「一つにして不可分の共和国」は、こうして出来たのである。

だが、というよりはだからこそ、地方の独自性、地方の自治権、ないしは地方の独立を求める声は消えることなく続いた。第二次大戦後には、中央の行政権を強化した第五共和制の下において、地域主義の運動はことのほか活発になった。それは、政治、経済的には地方の貧困、中央による搾取への告発の運動となり、社会的には、中央の文化による地方文化の破壊、フランス語の強制のために地域語が衰亡の危機にあることに対する抗議となって表われた。

ここで地域語 (langues régionales) という表現について説明を加えておかなければならない。地域語とはフランスではブルトン語、アルザス語、フラマン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語、コルシカ語など、大侵略 (民族大移動) の時代からフランスの諸地方に住みつてきた民族 (ethnie) に固有の言語である。したがって、地域語という言葉も日本でいう「方言」とは本質的に異なり、「少数民族に固有の言語」を意味する。一般に、政治・経済的な要求と文化的な主張が重なって出てきたのも、こうした背景があつてのことである。

Jean-William Lapierre は、戦後の地域主義運動の活発化は三つの角度から分析できるといふ。それは第一に、第二次大戦中、フランスがドイツ軍占領地域とヴィシー政権地域とに分断され、パリという中央権力がなくなったこと。第二は、1947年から62年まで続いた非植民地化の戦争。この戦争で直接の影響を受けたコルシカはもちろんのこと、その他の地域でも自分たちが《国内植民地主義》の犠牲になっているとの印象を強

くした。第三は、1955年から75年にかけて、地域の開発に不平等が生じたこと、以上の三つだといふ<sup>27)</sup>。異論のない説明だと思ふ。ただ、これに付け加えておきたい点は、Edgar Morin も指摘している通り、60年代に、現代社会の画一化、均質化の大きな波が押し寄せ、地方の古いアイデンティティーを押し流そうとしたまさにそのときに、パリ (国民国家) に反抗して地方の自己同一性を保とうとする地域主義の運動が活発化したことである<sup>28)</sup>。更にもう一つ付け加えるなら、地域主義者の Robert Lafont がいうように、1967年頃から《地域主義革命》《少数民族革命》というものが、世界各地に連動して生じたことである<sup>29)</sup>。その意味では、一見、フランスの内部事情と見えるこの地域主義の問題も、世界的に国民国家システムが一つの転換点にさしかかっていることの表われとして把握しておく必要があるだろう。

さて、地域言語の復権という地域主義者の要求にフランス政府がどのようにこたえてきたか、ここで詳しく報告する余裕はない。簡単に要約するならば、地域語の教育が始まったのは1951年の Deixonne 法以来であり、まずは小学校で週に一時間、選択授業として実施することが認められた。対象となったのは、バスク語、ブルトン語、カタラン語、オクシタン語の4言語。翌年、アルザスではドイツ語が認められ、コルシカ語は23年後の1974年になってようやくリストに加えられる。しかし、その後、地域語の教育は次第に拡張され、Mitterrand 政権下ではじめてバカロレアに備える地域語のカリキュラムがリセに組み込まれるまでになった。地域語の範囲も、アルザス、バスク、ブルトン、ガロ、カタラン、コルシカ、オクシタン、タヒチと拡大されてきた。

地域言語の復権は地域主義者の要求に応えるだけでなく、フランス文化の特徴である多様性を豊かにすることにもつながるはずだ。ところが、実際に地域語の授業を受けた者は86年の中等教育の

実績で2万人程度に過ぎない。きわめて寂しい数字である。その理由としては、同じ地域語の中にもいろいろな方言があり、教育する言語としてはまだ十分に整備されていないこと、教員の養成が追い付かないことなどが指摘されている。

だが、地域語教育の主張の中で注目されるのは、これが二言語併用、すなわちバイリンガリズムを志向していることである。すなわち、フランス語を捨てることなく、しかも伝統的な地域語を身につけて併用していくことであり、そのメリットとして、国境を越えてつながる同じ言語圏との交流が促進され、緊密な関係ができることがうたわれているのだ<sup>30)</sup>。財と資本と人間の移動が自由になれば、確かに、アルザスと西独のライン河地帯の一体性はこれまで以上に深まるであろう。フラマン地域はベルギーと、一方、バスク地域はスペインのバスクと、カタランはスペインのカタロニアとそれぞれ経済的にも文化的にも関係が深まる可能性は否定できない。もちろんブルターニュやオクシタン地域の場合は状況が違う。ブルターニュはアイルランドに多くは期待できないし、オクシタンも外部からの支えは期待薄だ。そのため、これらの地域ではパリとブリュッセル（EC本部）の両方から官僚主義的な締め付けを受けているだけだという不満が残るかもしれない。だが、その不満の声に耳を傾けるあまり、ヨーロッパの地図に恐らくは生じつつある新たな模様、目をつむるようなことがあってはならないであろう。

なお、フランスには、北アフリカ人など移民労働者の二世に対する民族語教育という複雑な問題があるが、ここでは触れない。

#### IV. 共同体の言語

欧州共同体（EC）は、言語という点から見ると、きわめてユニークな存在である。

ECは、欧州経済共同体（EEC）設立のロー

マ条約第217条に基づいて、発足後間もなくの理事会で、オランダ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語を公用語ならびに作業語に決めた。その後、新たな加盟国が出る度に、同じ手続きで公用語・作業語を追加してきた。現在の加盟国は12カ国であり、9言語が公用語となっている。加盟国数より公用語数が少ないのは、フランス語のように加盟国間で互いに共通する言語があるためであり、実際には加盟国の言語（地域語を除く）がすべて公用語になっている。国連が159の加盟国を持ちながら公用語は6言語に過ぎないと全く対照的である。それというのも、加盟国をすべて平等に扱うことが共同体の原則だからであり、公用語・作業語の間にも原則として差別はない。むしろ、実際には委員会の作業ではほとんどフランス語と英語で済まされている。だが、これは委員ならびに職員がこの2言語を理解するからであって、要求があれば他の公用語・作業語も用いられることとなっている。

だが、数多くの公用語・作業語を持つことは事務を煩雑にし、経費を高める。そのため使用言語を制限しようという声はEC内部でも繰り返し持ち出されている。欧州議会においてもこれは同じだ。だが、議会での言語をフランス語、ドイツ語、英語、イタリア語という主要言語だけに制限しようとする動きに対しては、①ヨーロッパの文化的多様性を尊重するためには言語の多様性を尊重しなければならない②言語数の制限は議会の民主的性格に反する③欧州議会の議員は政治的な基準によって選ばれねばならないが、これに言語的な基準が加わることは、民主的な選挙の権利を制約する④議員は言語の使用において平等の処遇を受けねばならない——などの反論が出て、制限案は退けられてきた。翻訳のために費用がかかりすぎると主張に対しても、事務局の経費のなかでは確かに大きな比率を占めているが、EC全体の予算から見れば微々たるものだと反論がなされている<sup>31)</sup>。

確かに、欧州共同体は単なる国際機関ではなく、欧州諸国民全体のものである。共同体と呼ばれるのもそのためだ。そこではそれぞれの地方、それぞれの地域、それぞれの国という各レベルで、さまざまな文化が生きている。欧州が一つになっても、この多様性は尊重されなければならない。ECは1973年12月の首脳会議で「ヨーロッパのアイデンティティー」という宣言を採択し、ヨーロッパの自己同一性、あるいは一体性を築くことを誓いながらも、それぞれの国民文化の豊かな多様性の維持をもうたうことを忘れなかった。言語もその多様性の一つなら、言語の平等主義を今後も貫くのが筋であろう。

だが、原則はそうであっても、EC諸国民の実際の生活となればそうはいかない。英語が国際語としての地位を固めつつある現在、このままではEC諸国民が互いに交流するときの言語は英語であり、各国の言語はそれぞれの国民だけのものになってしまう可能性は大きいであろう。そうなのは、各地方、各地域、各国の交流と協力によって、ヨーロッパの文化の多様性を更に豊かなものにしようという望みは実現しにくくなる。

EC委員会はこのことを強く意識して、ヨーロッパでの言語学習の方針として「Lingua 計画」というものを打ち出し、1989年5月22日の教育相理事会で採択された。この計画は、ヨーロッパ内部での人間の移動の障害を無くすために、外国語教育の促進を狙ったもので、企業が実施する社員言語教育や外国語教員の留学を援助するため、今後5年間に2億ECU支出することを定めている。当初案では、94年までに13～18歳の若者の20%を共同体内の他国へ最低2週間滞在させるという野心的な計画が含まれていたが、共同体が加盟国の学校教育にまで介入すべきではないとする英国の反対と、学校教育は州政府の権限に属するとする西独の留保のために実現しなかった。

しかし、注目すべきことは、この計画が、共同体内で用いられることが少く、教えられることも

少ない言語の教育機会の増加をうたっていることである。言いかえるなら、今後、共同体の諸国民は、自国語のほかに共同体内の2言語を学ぼうという方針である。それは、たとえだれもが第一外国語として英語を選ぶようになっても、第二外国語として他の共同体言語を学び、そのことによって多様性の豊かさを維持し、深めようというもので、バイリンガリズムを超える多言語使用（マルチリンガリズム）の思想である。

## V. フランスの対応

この多言語使用という考えは、実はフランスの主張に一致する。

フランスでは70年代の終わり頃から、英語への対抗を考えるだけでなく、むしろ外国語教育の複数言語化を図らねばならないということがしきりと主張されるようになっていた。これは語学教育の「相互主義」ということと関係がある。つまり、共同体内の諸国にフランス語教育の拡充を要請するためには、自らもまたその国の言語の教育を拡充しなければならないということである。

この点で、フランスは70年代に矛盾した立場に追い込まれた。フランスの教育制度では通常、中学1年（フランスの初・中等教育は5・4・3制なので日本の小学6年に相当）から必修科目として第一外国語を学び始める。中学3年（日本の中学2年）になると選択科目として第二外国語を学ぶことができる。必修の第一外国語も多くの言語のなかから自分の望む言語を選ぶことが可能だ。ところが、英語化の波を受けて、第一外国語は圧倒的に英語（80～90%）となり、ドイツ語など他の言語の学習者が減少するという事態になったのである。英語の学習者が増え、その能力が高まることは、フランス経済の競争力を強めるうえで必要不可欠である。だが、自国が英語に重みを置きながら、他国にフランス語学習の拡充を求めることは、相互主義の原則からして不可能だ。その結



果、第二外国語として英語以外の外国語学習が強調されることになったのである。多言語の学習は、先程来述べているヨーロッパの多様性保持という要求にも合致する。

フランス政府は89年秋の新学年から、実験的に小学校の高学年（4年・5年）に、週に2～3時間の割合で外国語教育を実施する計画をスタートさせた。対象になるのは当該学年生徒の11.5%に及び、40,235の小学校のうち4,288で実験が始まった。これも、外国語の学習開始を早めることによって第一外国語を早期に習得させ、第二外国語への移行を容易にさせようとするものである。

確かにフランスでは、共同体の間は自国語以外に二言語を話すようになるべきであるし、スイスやルクセンブルクの現実を見ればこれは決して不可能ではないとする声は強い。英語だけに偏ることなく、フランスの西南部ではスペイン語やポルトガル語、南東部ではイタリア語、東部ではドイツ語というふうに、隣接国の言葉を学び、連帯を深めるべきだとの声もある。いずれも一理のある主張である。だが、その反面で、経済人であり、かつ優れた評論家として名高い **Alain Minc** は「英語が真にヨーロッパの言語となり、ヨーロッパ人が自分の言葉と英語との二つを自然の言語として生きるようになるまでは、ヨーロッパというものは存在しない」と述べ、英語をヨーロッパの言語としてマスターすることを主張してフランスに波紋を起こした<sup>32)</sup>。

議論好きのフランス人らしく、言語論争は尽きない。だが、突き詰めていけば、今や英語を拒否することは出来ないこと、むしろ積極的に国民に学ばせねばならないという点ではコンセンサスができていく。問題は英語一辺倒でよいのか、どうかだ。

論争の印象をまとめておこう。

第一に、言語の問題は時の流れであり、政治家の意志で左右できることではない。ヨーロッパのどの国でも、英語への傾斜は強まっていくのだら

う。フランスが、言語を過去の栄光に結び付けて、他国に強要する態度に出たのではかえって反発を招くだけである。その意味では、マルチリンガリズムの主張は正しい。

第二に、言語そのものについていえば、フランスの指導者（政治家だけでなく、文化に携わる者）は、フランス語の純粋性、厳密性に口うるさすぎる。国際語がもはやエリート集団のものでなくなった時代には、これでは普及は難しい。

第三に、ヨーロッパ文化の多様性を高めていくためには、言語の面でも複数主義がとられていくことは確かに望ましい。英国や米国でも自国民の外国語能力の不足が重要な問題として意識され、外国語教育の充実を図る動きが生じている。これはヨーロッパのマルチリンガリズムに沿う動きといえよう。その点では、ノーベル経済学賞受賞者の **Maurice Allais** が、①欧州共同体内の各大学に教員の三分之一は外国人であることを義務づける②これらの教員は自分の専門領域のことを自国語で講義する③学生は必要単位の三分之一をこれらの外国人教授の講義（少なくとも2言語に渡ることが必要）で満たさねばならない——というユニークな構想<sup>33)</sup>を披露していることに留意しておきたい。

第四に、英語の浸透がいかに強くても、ヨーロッパ諸国の固有の言語はなくなることはない。したがって、隣接地域の言葉を学ぶことは、現在の国境を越えた経済・文化圏の成立という点で関心の持たれる問題である。地域語復権の問題もこの枠内で考慮されるべきであろう。将来、ヨーロッパ南部地域の比重が高まることが予想されることも、英語一辺倒とは異なる事態が生じることを思わせる。

ヨーロッパはいま、一方では国家を上回る段階で統一欧州の建設という超国民的な力に引かれ、他方では国家（国民）を下回る段階で地域文化を国家に逆らっても維持しようとする別の力にも引かれて、まるで二つに引き裂かれよるような状態

にある。言い換えれば、従来の国民国家に代わって、「地域から成るヨーロッパ」という新しい概念が次第に固まる気配をも見せているのだ。主権国家システムとか、国民国家システムというものが次第に変質していくとき、国民言語(国語)というものはどのような立場に追い込まれていくのか。

ヨーロッパ1992年の問題は、日本では専ら経済的影響の観点から論議されているが、言語をめぐって、政治と文化に関わる大きなドラマが進行しつつあることにも注意を向けておきたい。

注

- 1) "Ecoute téléphonique : les fils de Babel", *Le Point*, 14 avril 1986.
- 2) Alain Decaux, "Europe: le défi des langues", *Le Monde*, 14 septembre 1989.
- 3) Marie-Françoise Labouz, "Le système communautaire européen", Berger-Levrault, pp. 44-45, (Paris, février 1986).
- 4) Alfred Grosser, "Les Occidentaux, les Pays d'Europe et les Etats-Unis depuis la guerre", Fayard p. 281 (Paris, 1978).
- 5) Valéry Giscard d'Estaing, Entretien avec des journalistes sur Antenne 2, 27 septembre 1979.
- 6) François Mitterrand, "Réflexions sur la politique extérieure de la France", Fayard p. 18 (Paris, 1986).
- 7) Jacques Monfrin, "Les parlars en France", in "La France et les Français", Bibliothèque de la Pléiade, Gallimard p. 768 (Paris, 1972).
- 8) Jean-William Lapiere, "Le pouvoir politique et les langues", Presses universitaires de France p. 99, (Paris, 1988).
- 9) Rapport fait au nom de la commission d'enquête sur la langue française, J. O. A. N. 15 mai 1981, Tome II p. 209.
- 10) Gabriel Peronnet, "Le français et l'ONU", *Le Monde* 10 janvier 1989.
- 11) Rapport, op.cit. Tome II p. 225.
- 12) ibid., Tome I p. 17.
- 13) Les Annales de l'Institut Pasteur というこ

れまでの表題が Research in Virology (or Immunology or Microbiology) というふうに変わる。

- 14) Good bye, Pasteur!, *Le Monde* 29 mars 1989.
- 15) Rapport, op.cit. Tome I, p. 87, p. 104.
- 16) Noelle de Chambrunt et Anne-Marie Reinhardt, "La science en patois", *Le Monde diplomatique*, août 1980.
- 17) "L'utilité économique et commerciale de la langue française", Avis et rapports du Conseil économique et social, J.O. 26 avril 1989, p. 40.
- 18) フランス大使館参考資料, フランス語圏高等評議会 (Haut Conseil de la francophonie) 報告書 (1985), 「世界の中のフランス語」(1986年12月), p. 12.
- 19) The Economist 誌は、英語を母語とする者が3億3,000万、英語を第二言語とする者が同じく3億3,000万、そのほかに英語を外国語としながらも能力の点でしかるべき水準にある者が同じく3億3,000万に上ると推計している。"The new English empire", *The Economist*, December 20 1986.
- 20) Loi N° 75-1349 du 31 décembre 1975 relative à l'emploi de la langue française. (J.O. du 4 janvier 1976).
- 21) 1981年の資料による。
- 22) Décret N° 86-439 du 11 mars 1986 relatif à l'enrichissement de la langue française, J. O. du 16 mars 1986.
- 23) Commissariat général de la langue française, "Dictionnaire des néologismes officiels", 6° édition, J.O. mai 1989.
- 24) バラデュール経済・財政・民営化相が、87年2月18日の命令で、marketing に代わる義務的用語として mercatique という言葉を指定したときには、ルモンド紙は「きわめて真面目な官報のおかげで、ようやく私たちは経済・財政の領域で、英語の言葉を使わないでもあほうと見られずに済むようになった」と皮肉り、ル・ヌーベル・オブセルバトゥール誌は「幸いなことに、民営化相が行なったこの用語国有化も、強制されるのは政府機関だけのことであり」と毒づいた。*Le monde* 5-6 avril 1987, *Le Nouvel Observateur* 17 avril 1987.
- 25) 国際政治学者の K. J. Holsti は、北米の学者は外国人による研究・著作をあまり引用せず、国際政治学の参考文献リストがますます同一国の同一著作に集中する傾向が強まっていると警告している。

国際環境の変化と言語政策

- 「国際関係の諸理論」, 中央公論, 1987年2月。
- 26) “L'utilité économique et commerciale de la langue française”, op. cit. p.32.
- 27) Jean-William Lapierre, op.cit. pp.106-110.
- 28) Edgar Morin, “Penser l'Europe”, Gallimard p.151, (Paris 1987).
- 29) Robert Lafont, “Décoloniser en France, les régions face à l'Europe”, Gallimard pp. 9-10, (Paris, 1971).
- 30) アンリ・ジオルダン, 原聖訳, 「虐げられた言語の復権」, 批評社 pp.26-27 (1987)
- 31) “Report on the multilingualism of the European Community”, European Parliament Working document 1-306/82, (21 June 1982).
- 32) Alain Minc, “La grande illusion”, Grasset pp. 225-226 (Paris, 1989).
- 33) Maurice Allais, “Notre langue face à l'Europe”, *le Monde* 13 janvier 1989.